

栃木県ミニバスケットボール連盟倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、栃木県ミニバスケットボール連盟(以下「本連盟」という)に所属する者の倫理および懲罰に関する事項を定めることにより、本連盟の目的を達成するとともに、ミニバスケットボールの健全育成と安全な活動を促し、本連盟に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(規程の適用範囲)

第2条 本規程は、本連盟・各地区ミニバスケットボール連盟(以下「地区ミニ連」という)の役員、および所属するチーム、チームの指導者・運営者・保護者に適用する。

(懲罰)

第3条 本連盟は、前条に掲げる役員やチームおよび個人が次の各号に該当する場合は審査のうえ、懲罰することができる。

- (1) 本連盟の規約並びに諸規程に違反した場合
- (2) 本連盟または地区ミニ連の名誉や信用を失墜する行為を行った場合
- (3) 刑罰法規に抵触する行為を行った場合
- (4) 児童に対し、著しく人権を侵害する暴言、暴力行為等を行った場合
- (5) 本連盟の指示、指導に従わなかった場合
- (6) その他、前各号に準ずるような行為により、本連盟並びに地区ミニ連が必要と判断した場合

(懲罰の種類)

第4条 前条による懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 本連盟および地区ミニ連、チームにおける登録、所属の抹消
- (2) 本連盟および地区ミニ連、チームにおける一定期間の活動停止
- (3) 戒告

(損害の賠償)

第5条 本連盟は、第3条に従って懲罰の対象となった者に、その行為による損害賠償を査定し、全部もしくは一部を懲罰と併せて請求の上、弁償させる場合がある。

(倫理委員会の設置)

第6条 本規程適用のため、次の通り倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会は、本連盟の正副会長、正副理事長、関係常任理事および必要に応じた学識経験者等により構成する。
- 3 倫理委員会の委員は、本連盟の会長が任命し、任期は本連盟規約第8条と同じ期間1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 倫理委員会には、委員長を置き、これを副会長が務め、本連盟から受けた報告事項を調査および審議を行い、懲罰の原案を作成し、常任理事会へ報告および提案を行う。

(倫理委員会の開催)

第7条 倫理委員会の開催は、委員長が招集する。

- 2 倫理委員会の会議は、過半数の出席をもって成立、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 倫理委員会は、聴聞のため、必要に応じて、該当する個人、地区ミニ連を招集することができる。

(懲罰の決定)

第8条 懲罰の決定は、次の手順で行う。

- ① 第3条に掲げる事案が発生した場合、最初に、該当する地区ミニ連で調査・審議し、結果を倫理委員会に報告する。
- ② 倫理委員会は、地区ミニ連より報告された事案を再審議し、結果を常任理事会に報告および提案する。
- ③ 常任理事会は、倫理委員会より報告された審議結果をもとに懲罰を決定する。
- ④ 常任理事会は、懲罰を決定した場合には、本連盟会長に報告し、承認を得る。
- ⑤ 本連盟は、該当する者、地区ミニ連、並びに個人に直ちに審査内容と懲罰の種類を通知することとする。また、必要に応じて、日本ミニバスケットボール連盟に報告することとする。
- ⑥ 本連盟は、地区ミニ連に対して、監督責任を問うことができる。

(懲罰者の異議申し立て)

第9条 本連盟による最終的な懲罰決定にあたっては、最終決定以前に、懲罰者に異議の申し立ての機会が与えられる。

(庶務)

第10条 倫理委員会の庶務は、本連盟の総務（事務局）において処理する。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、倫理委員会の運営その他必要な事項については、倫理委員会の開催を要請し、常任理事会に諮ることができる。ただし、その内容に関して緊急を要するものについては、本連盟会長の判断により定める場合がある。

(設置と改廃)

第12条 この規程を設置、改正または廃止しようとするときは、本連盟の常任理事会の過半数の賛成をもってこれを行う。

(附則)

この規程は、平成29年10月16日から施行する。